

災害時における物資等の供給に関する協定

上田市（以下「甲」という。）とアークランドサカモト株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大規模火災等の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が乙の協力を得て被災者に対して、速やかに、かつ円滑に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合、品目、数量、場所等を明示した要請書（様式第1号）をもって、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業の支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給後速やかにその実施状況を報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲（別表）での供給を行うものとする。

（1）日用品

（2）その他乙の取扱い商品

（引渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定する場所とし、甲は、当該場所に職員を派遣して物資を確認のうえ引き取るものとする。

（経費の負担）

第6条 第4条により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき甲、乙協議の上、定めるものとする。

（車両優先通行の確保）

第7条 甲は、災害時において乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(用地の提供)

第 8 条 甲は、乙に対し、災害が発生した場合、住民の避難場所として用地の提供を要請することができるものとする。

2 提供を要請する用地の範囲は、乙の営業に支障のない範囲内とし、提供期間は概ね 1 カ月程度とする。

(平常時の活動)

第 9 条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第 10 条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定め、この協定締結後速やかに連絡網を作成するものとする。

(協議)

第 11 条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 29 年 12 月 20 日

長野県上田市大手一丁目 11 番 16 号
甲 上田市
上記代表者 上田市長 母袋 創一

新潟県三条市上須頃 4 4 5 番地
乙 アークランドサカモト株式会社
代表取締役社長 坂本 雅俊